

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月2日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、当該期間内において5日を限度とする。</p> <p>(11)～(21) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後16週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、当該期間内において5日を限度とする。</p> <p>(11)～(21) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行し、改正後の第15条第1項第10号の規定は、令和3年10月2日以降に配偶者が出産した、又は出産する職員が、この規則の施行の日以後に同号の養育を行う場合について適用する。